

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業再編に係るモデル事業実施要綱第4条第1項第6号に規定する通所型サービス・活動Bを実施する団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域住民やボランティア団体が主体となり、体操や趣味活動、交流などを行う「通いの場」の運営を支援することにより、社会的孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防につなげるとともに、多様な主体の創意工夫による活動を促進することで、地域主体による生活支援体制の充実を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる目的を達成するためのものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施場所が、長久手市内であること。
- (2) 体操や趣味活動、交流などを通じた日中の居場所づくりとして、参加者の実情に応じた多様な活動とすること。
- (3) 原則として、週1回以上開催し1回あたり概ね2時間以上実施すること。
- (4) 材料費や昼食等の費用が発生する場合、利用者への請求は実費の範囲内であること。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 概ね5人以上で、活動が円滑に行えると認められるボランティア団体、

特定非営利活動法人、地縁組織等であること。

- (2) 要支援認定を受けた者又は事業対象者をいつでも受け入れることができる体制があること。
- (3) 生活支援コーディネーターとの連携や生活支援体制整備事業協議体への参加など、市が推進する生活支援体制整備の充実に協力すること。
- (4) 市の介護予防の方針を理解していると市が認める団体。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定める間接経費とし、毎年度予算の範囲内において交付する。

(補助対象事業実施期間)

第6条 補助対象事業実施期間は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助事業の申請)

第7条 補助対象団体は、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金実施申請書(様式第1号。以下「事業申請書」という。)に次の書類を添えて市に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 団体名簿(様式1-3号)
- (3) 収支予算書(様式第1-4号)
- (4) 見積書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定及び通知)

第8条 市は、前条の規定により提出された事業申請書を審査の上、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の可否を決定し、その結果について、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金決定通知書(様式第2号。以下「事業決定通知書」という。)により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市は、次に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

- (1) この補助金を第3条に規定する補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 本要綱を遵守すること。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止の申請等)

第9条 補助対象団体は、補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金変更等申請書（様式第3号。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

2 市は、変更等申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、補助対象団体に通知するものとする。

3 市は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の取消し）

第10条 市は、補助対象団体がこの要綱に定める要件に該当しなくなったとき又は効果的な事業展開がされていないと認められるときは、補助対象事業の決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により補助対象事業の決定を取り消すときは、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金取消通知書（様式第5号）により当該補助対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象団体は、月次報告書（様式第6号）により、市に毎月その月ごとの実施状況を報告するとともに、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次の書類を添えて、市に提出しなければならない。

- (1) 事業成果報告書（様式第7-1号）
- (2) 収支決算書（様式第7-2号）
- (3) 領収書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該事業が第8条第1項に規定する事業決定通知書及びこれに付けた条件に適合する

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた補助対象団体が、補助金を請求しようとするときは、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金請求書（様式第 9 号）を市に提出しなければならない。

（概算払）

第 14 条 市が特別の理由があると認めたときは、補助対象団体は、補助金の全部又は一部を概算払により請求することができる。補助対象団体が概算払により、補助金を受けようとするときは長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払請求書（様式第 10 号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定に基づき概算払を行うときは、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払決定通知書（様式第 11 号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の精算）

第 15 条 概算払により補助金の交付を受けた補助対象団体は、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払精算書（様式第 12 号）を第 11 条に規定する実績報告書に添えて、市に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 16 条 市は、第 14 条の規定による概算払で補助金の交付を受けた補助対象団体に対して、第 12 条の規定により確定した額が、既に支払われた概算の補助金額を下回った場合は、その差額の返還を長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金精算金返還命令書（様式第 13 号）により求めることができるものとする。

（補助対象者に対する調査等）

第 17 条 市は、補助対象事業の運営に関し、必要があると認めるときは、補助対象団体に対し運営状況等について、調査、確認等を行うことができるものとする。

（衛生管理等）

第18条 補助対象団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のため対策を講じるとともに、実施場所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持)

第19条 補助対象団体又は補助対象団体に所属していた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第20条 補助対象団体は、事故が発生した場合には必要な措置を取るとともに、処置の内容について記録するなどの対応に努めなければならない。

2 補助対象団体は、事故の発生に備え、損害賠償保険の加入等の対策に努めなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

【補助対象経費】

項目		内容
立ち上げ経費		備品購入費、施設の改修費等
活動経費	人件費	サービスの利用調整に係る人件費
	光熱水費	利用施設の冷暖房費、電気代等
	通信運搬費	サービスの利用調整に係る通話料、その他活動に必要な郵便料等
	保険料	ボランティア保険等
	消耗品費	事務用品、書籍
	食糧品費	交流に必要な茶菓子等（昼食等の食事にかかるものは除く）
	印刷製本費	周知に係るチラシ、ポスター等の印刷製本費
	研修参加負担金	高齢者に関する知識等の資質向上に資する研修参加費
	報償費	活動に携わるボランティアに対する謝礼金等
賃借料		家賃（家賃月額から稼働日数を割り戻した額）・会場費
燃料費		利用者の送迎に係るガソリン代

【補助金の額】

項目	補助金の額	補助限度額
立ち上げ補助	1 団体あたり 50,000 円（初年度に限る）	50,000 円
活動補助 （通常分）	2 時間以上 4 時間未満：3,000 円／回	480,000 円
	4 時間以上：5,000 円／回	
家賃加算	会場を賃借している場合、1 か月 15,000 円（賃借料が 1 か月 15,000 円未満の場合は、その賃借料とする。）	180,000 円
送迎加算	送迎 1 人 1 回あたり 200 円（ケアマネジメントにおいて必要と認められた場合に限る）	96,000 円

※補助金の額は各項目の合計額とする。

【補助対象経費】

項目		内容
立ち上げ経費		備品購入費、施設の改修費等
活動経費	人件費	サービスの利用調整に係る人件費
	光熱水費	利用施設の冷暖房費、電気代等
	通信運搬費	サービスの利用調整に係る通話料、その他活動に必要な郵便料等
	保険料	ボランティア保険等
	消耗品費	事務用品、書籍
	食糧品費	交流に必要な茶菓子等（昼食等の食事にかかるものは除く）
	印刷製本費	周知に係るチラシ、ポスター等の印刷製本費
	研修参加負担金	高齢者に関する知識等の資質向上に資する研修参加費
	報償費	活動に携わるボランティアに対する謝礼金等
賃借料		家賃（家賃月額から稼働日数を割り戻した額）・会場費
燃料費		利用者の送迎に係るガソリン代

【補助金の額】

項目	補助金の額	補助限度額
立ち上げ補助	1 団体あたり 50,000円（初年度に限る）	50,000円
活動補助 （通常分）	2 時間以上 4 時間未満：3,000円／回	480,000円
	4 時間以上：5,000円／回	
家賃加算	会場を賃借している場合、1 か月 15,000円（賃借料が 1 か月 15,000円未満の場合は、その賃借料とする。）	180,000円
送迎加算	送迎 1 人 1 回あたり 200円（ケアマネジメントにおいて必要と認められた場合に限る）	96,000円

※補助金の額は各項目の合計額とする。

様式第1号（第7条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金実施申請書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名

代表者名

代表者住所

(電話 — —)

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業を実施したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、長久手市補助金等交付規則及び長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱を遵守します。

記

交付申請額 円

添付書類

- ☐ 事業計画書（様式第 1－2 号）
- ☐ 団体名簿（様式 1－3 号）
- ☐ 収支予算書（様式第 1－4 号）
- ☐ 見積書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
- ☐ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1-2号(第7条関係)

事業計画書

[illegible]

団体名簿

代表者

住 所：

氏 名：

電話番号：

メンバー

住 所：

氏 名：

メンバー

住 所：

氏 名：

メンバー

住 所：

氏 名：

メンバー

住 所：

氏 名：

メンバー

住 所：

氏 名：

メンバー

住 所：

氏 名：

様式第 1－4 号（第 7 条関係）

収 支 予 算 書

収入

科 目	金 額（円）	内 訳
①市補助金		立ち上げ補助： 活動補助： 家賃加算： 送迎加算：
②団体自己資金		
③参加者利用料		
④参加者実費（昼食代等）		
収入合計（④除く）		

支出

補助対象となる経費		
科 目	金 額（円）	内 訳
①立ち上げ経費		
②人件費		円× 回
③光熱水費		円× 月
④通信運搬費		円× 月
⑤保険料		円× 人
⑥消耗品費		
⑦食糧品費		円× 回
⑧印刷製本費		
⑨研修参加負担金		
⑩報償費		円× 人× 回
⑪賃借料		円× 月
⑫燃料費		円× 人× 回
⑬参加者実費（昼食代等）		
支出合計（⑬除く）		

様式第 2 号（第 8 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金決定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで事業実施申請のありましたこのことについて、下記のとおり
決定します。

記

1 補助金交付決定額

2 交付条件

- (1) この補助金を長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第 3 条に規定する補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金変更等申請書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名.....

代表者名.....

代表者住所.....

（電話 — — ）

年 月 日付け 第 号で実施決定されました対象事業を、下記のとおりに変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金変更等承認通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで実施対象事業の変更等承認申請のありましたことについて
は、下記のとおり承認します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 交付条件

申請事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに
報告し、その指示を受けること。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で実施決定されました対象事業について
は、下記のとおり決定を取り消します。

記

1 取消理由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

月次報告書

団体名.....

（ 年 月分）

事業実施日時：

事業実施回数：

延べ利用者数：

（内訳）

N o .	氏名	性別	介護度	利用回数	うち送迎回数
1		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
2		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
3		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
4		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
5		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
6		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
7		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
8		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
9		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
10		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
11		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
12		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
13		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
14		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
15		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
16		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
17		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
18		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
19		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回
20		男・女	なし・事・要 1 ・要 2 ・他	回	回

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名.....

代表者名.....

代表者住所.....

（電話 — — ）

年 月 日付け第 号で実施決定通知のあった事業について、下記のとおり実施しましたので、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により報告します。

記

事業内容	
総事業費	

- 添付書類 ☐事業成果報告書（様式第 6－1 号）
☐収支決算書（様式第 6－2 号）
☐事業の実施に係る記録写真など補助対象事業の実施内容が確認できる資料
☐領収書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料

事業成果報告書

実 施 結 果 事 業 成 果	※実施回数、参加人数など可能な範囲で数値化して記入してください。
----------------------------	---

様式第 7－2 号（第 1 1 条関係）

収 支 決 算 書

収入

科 目	金 額 (円)	内 訳
①市補助金		立ち上げ補助： 活動補助： 家賃加算： 送迎加算：
②団体自己資金		
③参加者利用料		
④参加者実費（昼食代等）		
収入合計（④除く）		

支出

補助対象となる経費		
科 目	金 額 (円)	内 訳
①立ち上げ経費		
②人件費		円× 回
③光熱水費		円× 月
④通信運搬費		円× 月
⑤保険料		円× 人
⑥消耗品費		
⑦食糧品費		円× 回
⑧印刷製本費		
⑨研修参加負担金		
⑩報償費		円× 人× 回
⑪賃借料		円× 月
⑫燃料費		円× 人× 回
⑬参加者実費（昼食代等）		
支出合計（⑬除く）		

様式第8号（第12条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました実績報告書により、補助金を下記のとおり確定しました。

記

1 補助金の額

金 円

2 その他

様式第9号（第13条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名.....

代表者名.....

代表者住所.....

（電話 — — ）

年 月 日付け第 号で補助金交付確定通知のありました補助対象事業については、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____

3 添付書類

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付確定通知書の
写し

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名.....

代表者名.....

代表者住所.....

（電話 — — ）

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のありました補助対象事業については、長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

1 事業名

2 請求金額

金 円

3 振込先

金融機関名 本支店名.....

口座種別・番号.....

口座名義人（フリガナ）.....

4 概算払請求の理由

5 添付書類

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金決定通知書の写し

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払決定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました概算払請求書により、下記のとおり補助金の概算払を行うことを決定しました。

記

- 1 補助金の概算払を認める額

金 円

- 2 その他
-

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金概算払精算書

年 月 日

長久手市長 殿

団体名.....

代表者名.....

代表者住所.....

（電話 — — ）

年 月 日付け 第 号にて交付決定があり、概算払を受けた長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金について、下記のとおり精算報告します。

記

1 事業名

2 実績額

金 円

3 交付決定額

金 円

4 概算払済額

金 円

5 精算額

金 円

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

長久手市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金精算金返還命令書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で確定した補助金額について既に支払われた概算の補助金額を下回ったため、下記のとおり返還を命じます。

記

1 事業名

2 返還命令額

金 円

交付確定額	概算払済額	返還命令額	返還期限
円	円	円	年 月 日